

2. 「税」の現状を知ろう

1 さまざまな「税」

「税」には、いくつかの分類の仕方があります。第一は、「**何に税負担を求めるか**」による分け方で、大きく分けると、所得に対する税、消費に対する税、資産等に対する税があります。

第二は、「**誰が課税主体か**」による分け方で、国が課税主体であるものを国税、都道府県や市町村といった自治体が課税主体であるものを地方税といいます。国税・地方税を合わせて40種類以上あり、それぞれの税は法律に定められています。

このほか、「**誰が税を負担し(実質負担者)、誰が税を納めるか(納税義務者)**」による分け方もあり、納税義務者と実質負担者が一致する直接税(所得税など)と、納税義務者と実質負担者が異なる間接税(消費税など)があります。

所得に対する税 (所得課税)	消費に対する税 (消費課税)	資産等に対する税 (資産課税等)
所得税、法人税、住民税など 所得(利益)を対象として課税	消費税、酒税、たばこ税、揮発油税など 物品やサービスの消費等を対象として課税	相続税、贈与税、登録免許税など 資産の取得・保有等を対象として課税

	国 税	地 方 税		国 税	地 方 税
所得課税	●所得税 ●法人税 ●地方法人税 ●地方法人特別税 ●特別法人事業税 ●森林環境税 (令和6年度~) ●復興特別所得税	●住民税 ●事業税	消費課税	●消費税 ●酒税 ●たばこ税 ●たばこ特別税 ●揮発油税 ●地方揮発油税 ●石油ガス税 ●航空機燃料税 ●石油石炭税 ●電源開発促進税 ●自動車重量税 ●国際観光旅客税 ●関税 ●とん税 ●特別とん税	●地方消費税 ●地方たばこ税 ●ゴルフ場利用税 ●軽油引取税 ●自動車税 (環境性能割・種別割) ●軽自動車税 (環境性能割・種別割) ●鉱区税 ●狩猟税 ●鉱産税 ●入湯税
資産課税等	●相続税・贈与税 ●登録免許税 ●印紙税	●不動産取得税 ●固定資産税 ●特別土地保有税 ●法定外普通税 ●事業所税 ●都市計画税 ●水利地益税 ●共同施設税 ●宅地開発税 ●国民健康保険税 ●法定外目的税			

1

2

3

4

5

6

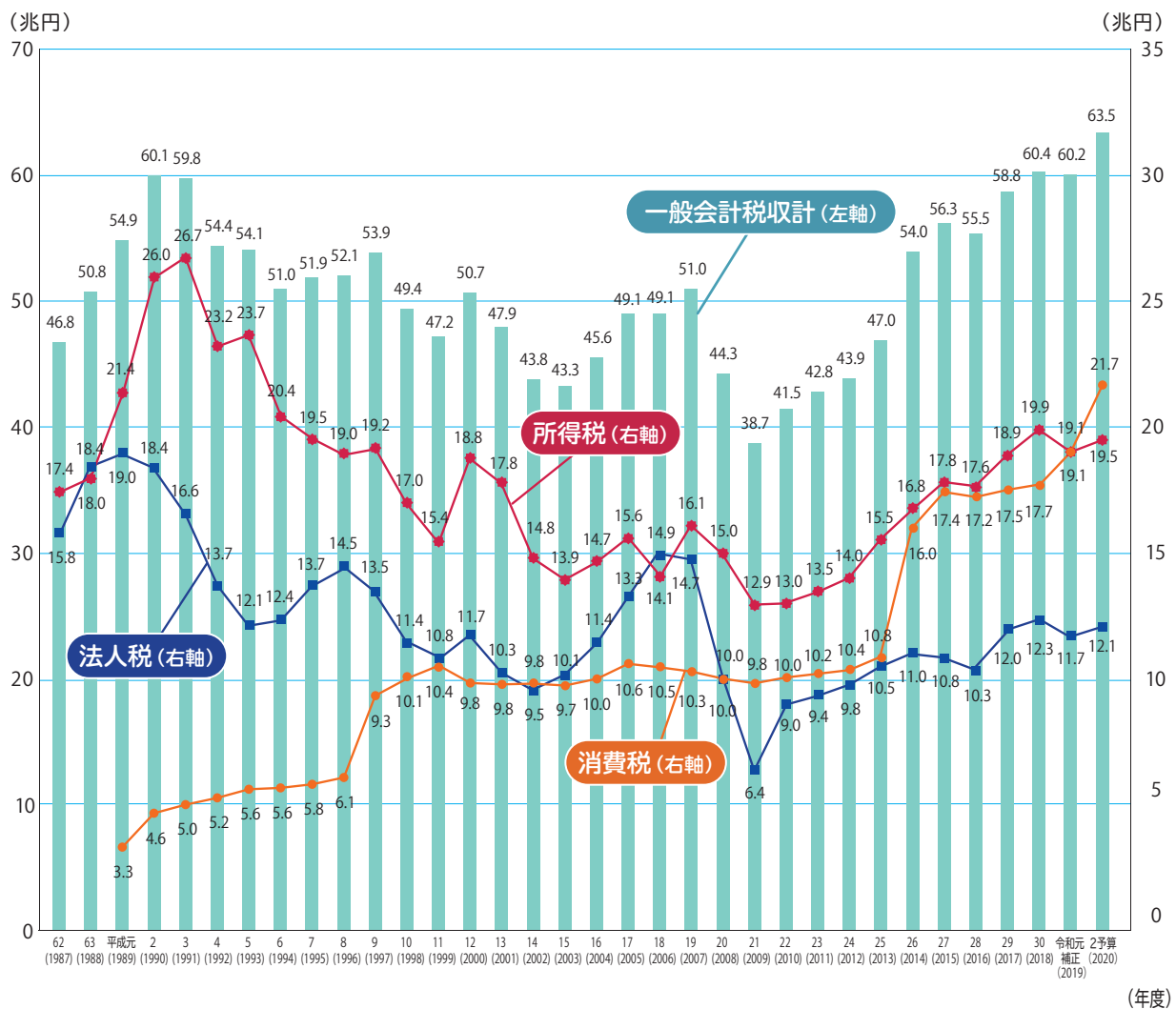
7

8

2 国の税収

国の税収（一般会計分）を見てみると、バブル景気のもとで平成2年度には60兆円台となりましたが、その後、個人所得課税を中心とする減税や、景気の低迷等により徐々に税収は減少しました。そして、平成21年度には、リーマンショックの影響等により、税収は約39兆円にまで落ち込みましたが、その後の景気回復等により、平成30年度の税収は60.4兆円となっています。

一般会計税収の推移



3 税制の変遷と各税目の特徴

平成を振り返ると、昭和末期における所得税の重税感や消費の多様化等も踏まえ、税体系全体として税負担の公平につなげるため、個人所得課税等が軽減されるとともに、消費に広く公平に負担を求める消費税(3%)が平成元年に創設されました。

その後、少子高齢化の加速を背景に、勤労世代の人口が相対的に減少する一方、社会保障の財政需要の増大が避けられないこと等を踏まえ、個人所得課税の軽減と消費税(以下、地方消費税分含む)の充実(3%⇒5%・平成9年)を柱とする税制改革が行われました。

さらに、社会保障と税の一体改革の下、消費税については、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点で、社会保障の財源と位置付け、平成26年に税率を5%から8%に、また令和元年10月に8%から10%に引き上げられました。この間、所得税については、所得再分配機能を回復する観点から、最高税率等の見直しが行われているほか、法人税については、国内企業の活力と国際競争力を維持する観点から、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことによって法人課税は成長志向型に改革されています。

このように、時々の経済社会の変化を踏まえつつ、各税目の改正が行われてきました。

主要な税目の特徴は下表のとおりです。

	国の税収 (令和2年度予算)	特徴
所得税	19.5兆円	<ul style="list-style-type: none">・所得に応じて、累進的に負担が増加します。・勤労世代(現役世代)が主として負担します。・各種控除などにより、個々人の事情に対してきめ細かい配慮が可能です。
法人税	12.1兆円	<ul style="list-style-type: none">・成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上などに対する配慮が必要です。・さまざまな政策税制措置が講じられています。・税収が景気の動向に比較的左右されやすい特徴があります。
消費税	21.7兆円	<ul style="list-style-type: none">・勤労世代(現役世代)など特定の世代に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担を分かち合うこととなります。・税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的です。・経済活動に対する影響が相対的に小さいです。
相続税	2.3兆円	<ul style="list-style-type: none">・格差の固定化につながらないよう資産の再分配を図るという役割があります。・一定の資産を保有している層を対象に負担を求める税となっています。

1

2

3

4

5

6

7

8

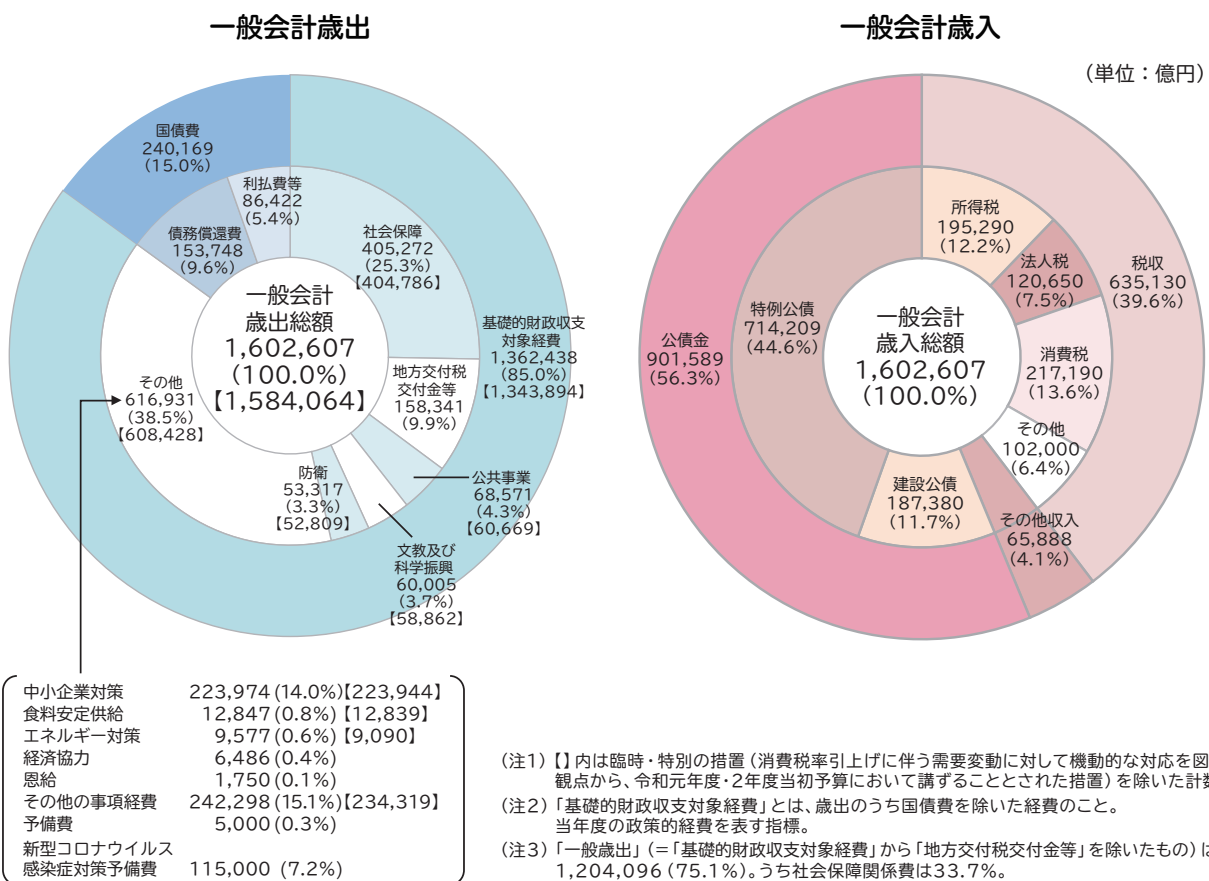
4 財政の状況

近年、国の一般会計歳出では、社会保障関係費や国債費（国債の元利払いに充てられる費用）が増加している一方、その他の政策的な経費の割合が縮小しています。近年の予算においては、社会保障関係費と国債費と地方交付税交付金等で歳出全体の約4分の3を占めています。

令和2年度においては、当初予算成立後に新型コロナウイルス感染症対策の実行等に必要な経費を追加計上したため、令和2年度予算（第二次補正後）の一般会計歳出総額は約160.2兆円になっています。

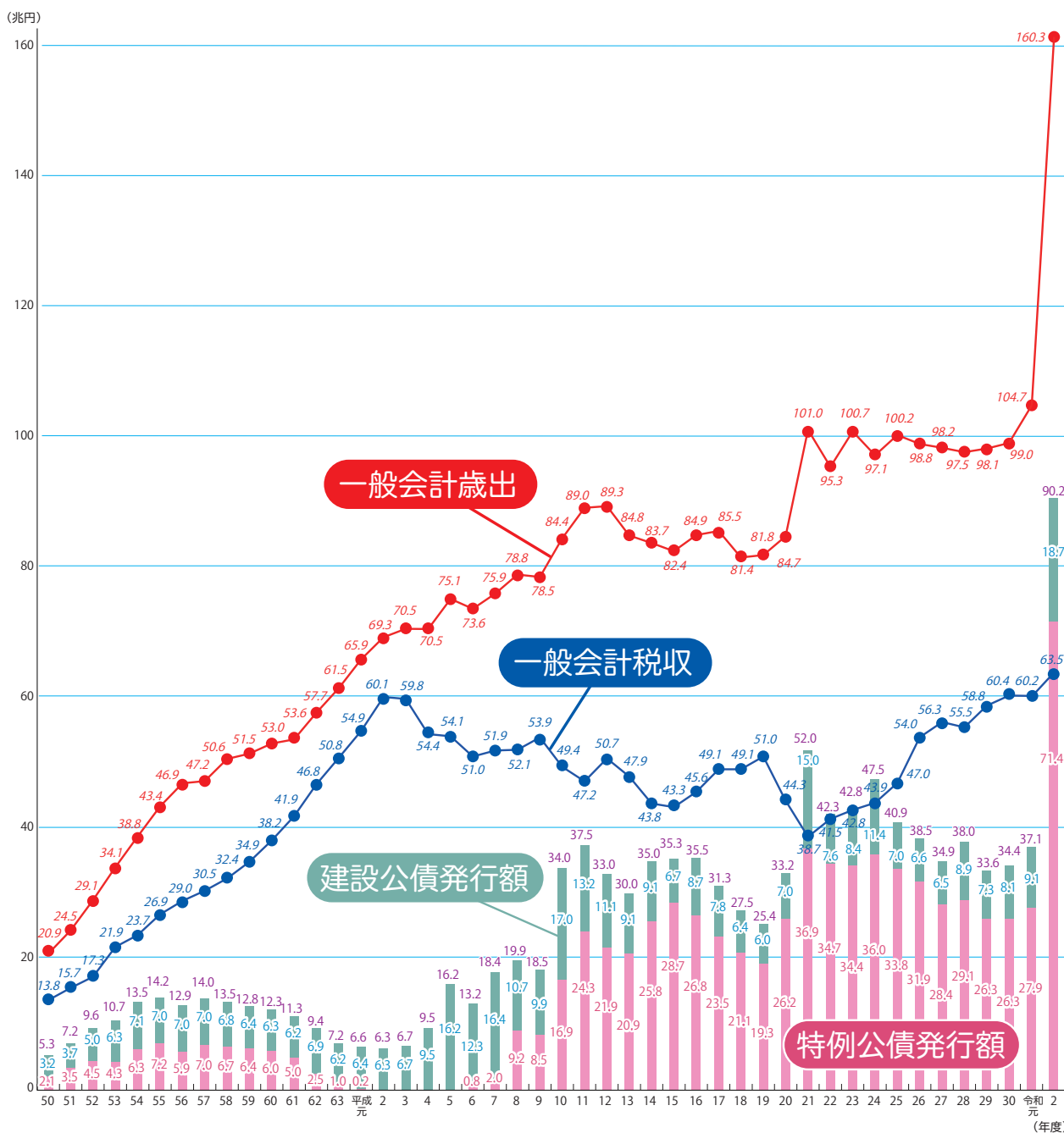
令和2年度予算（第二次補正後）の一般会計歳入では、約63.5兆円の税金を見込んでおり、歳出全体の約5分の2になっています。

令和2年度一般会計歳出・歳入の構成（第二次補正後）



一般会計歳出と一般会計税収との差は大きく開き、その差は借金である**国債**（建設公債・特例公債）の発行によって賄われている状況にあり、子や孫の世代へ負担を先送りしています。現在の税制は高齢化等の影響により拡大する歳出を賄うことができず、その基本的な役割である**財源調達機能**を十分に果たせていません。

財政の状況



(注1) 平成30年度までは決算、令和元年度は補正後予算、令和2年度は第2次補正後予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

(注3) 令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

1

2

3

4

5

6

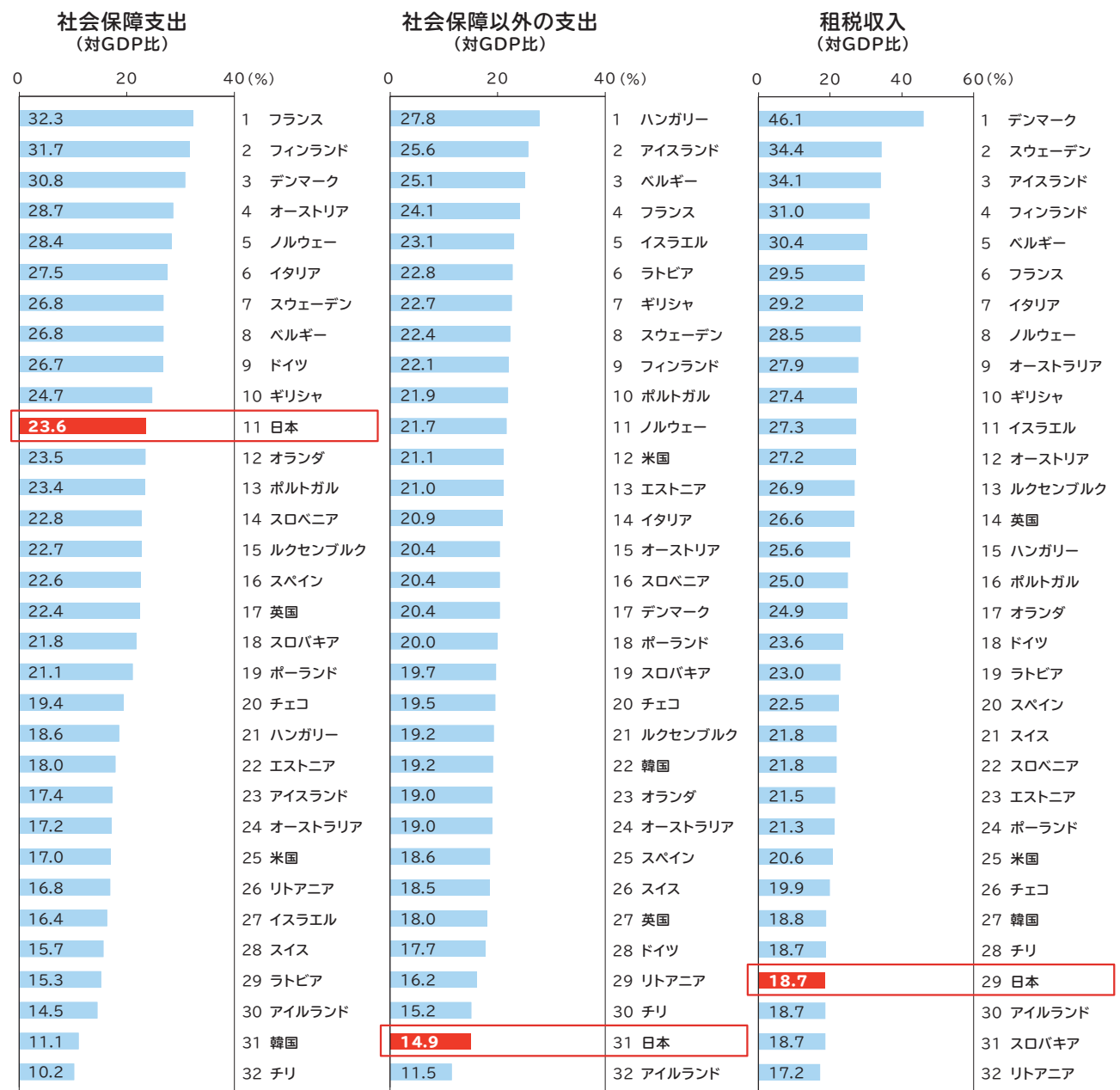
7

8

5 受益と負担のバランス

諸外国と比較すると、現在の日本の税収の規模は対GDP比で国際的に低い水準となっています。支出面については、社会保障以外の支出規模は国際的に低い水準ですが、社会保障支出の規模は中程度の水準となっています。

高齢化に伴う社会保障の給付の増加と国民の負担の関係について、引き続き、国民全体で議論していく必要があります。



【2017年】

(出典) OECD "National Accounts"、"Revenue Statistics"、内閣府「国民経済計算」等